平成２２年（フ）第２２７４号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳南２丁目13番14号
債務者　山本　梨香
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２７５号
福岡市東区社領１丁目７番２―505号
債務者　松竹　　豊
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２８０号
福岡県春日市宝町２丁目７番地ＫＳ春日ハイツ206号
債務者　清水　正洋
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２８６号
福岡市東区多の津５丁目44番１―606号
債務者　西山　幸成
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３０３号
福岡市南区井尻３丁目23番29号
債務者　川波　貴紀
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３０４号
福岡市南区井尻３丁目23番29号
債務者　川波　里美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３２７号
福岡県古賀市花見南２丁目27番８号
債務者　三苫　典洋
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３２８号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原1148―２岸本方
債務者　三苫甲美子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３４１号
福岡市東区土井１丁目８番46号
債務者　宮田　和博
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３４２号
福岡市南区長丘２丁目20番21―507号
債務者　武田国雄こと　武田　国男
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３６０号
福岡市中央区薬院１丁目６番36―401号
債務者　宇都　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３７７号
福岡市早良区内野７丁目５番８号
債務者　松浦　秀宣
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３７８号
福岡市早良区内野７丁目５番８号
債務者　松浦　佳子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３８２号
福岡市早良区荒江３丁目24番３号
債務者　濱崎　禮子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３８７号
福岡市早良区原４丁目14番16号
債務者　大石　満広
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３８８号
福岡市早良区原４丁目14番16号
債務者　大石　由紀
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３９４号
福岡市東区八田４丁目３番６―707号
債務者　山口　英一
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３９７号
福岡市中央区小笹４丁目５番831号
債務者　石丸　修二
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部